業　務　説　明　資　料

１ 件　名

港北区ほか１区樹林地安全管理・育成業務委託

２ 履行期限

令和１０年３月31日まで

３ 履行場所（詳細は別紙図面参照）

（１）	大豆戸緑地	2,700 ㎡
（２）	篠原城址緑地	4,500 ㎡
（３）	牢尻緑地	2,400 ㎡
（４）	棒田谷緑地	2,100 ㎡
（５）	大倉山二丁目緑地	6,500 ㎡
（６）	太尾緑地	300 ㎡
（７）	日吉特別緑地保全地区	38,000 ㎡
（８）	大曽根台特別緑地保全地区	25,000 ㎡
（９）	大倉山特別緑地保全地区	56,000 ㎡
(10)	茅ケ崎緑地	2,400 ㎡
(11)	川和緑地	6,000 ㎡

４ 業務目的

横浜市では、横浜みどりアップ計画の取組の一つとして、防災・減災、生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成など、樹林地に期待される多様な機能が発揮できるように、利用者や樹林地周辺の安全に最大限配慮し、愛護会や森づくりボランティア、企業等様々な主体と連携しながら、良好な森づくりを進めています。

本業務は港北区及び都筑区内にある樹林地の安全確保を旨とし、業務対象緑地の植生や地形の状況、目標植生や配慮事項を踏まえながら、複数年にわたって作業を継続的に実施するメリットを最大限生かし、計画的に安全かつ良好な樹林地の維持管理を行うことを目的とします。

５ 本業務の特徴・要求する事項

上記の業務目的を実現するにあたっての、本業務の考え方と本市が受託者に求める事項を以下に示します。本業務を行うためには、現場責任者だけでなく、作業員一人ひとりの高い技術力と、現場の状況に合わせた作業を行うための判断能力が求められます。以下の考え方を踏まえた業務実施体制・実施方法を検討し、業務目的である『安全かつ良好な樹林地の維持管理』をより効果的・効率的に実践できるよう提案してください。

（１）予防的な安全管理の実施

・横浜市内に残された樹林地の多くが住宅地や道路などに接することから、維持管理においては安全性の確保が最優先の事項となります。

・樹林地としての安全性を確保するため、定期的な点検を樹林地の外周全体と園路際において厳格に行ってください。点検内容は、横浜市が契約後に示す『樹林地点検マニュアル』に従うこととしますが、より隣接住宅や道路の安全が確保されるような点検の実施方法について主体的に検討し、実践してください。（点検が実施しにくい箇所における専門機器・IT技術を活用した効率的な点検手法など、従来の維持管理業務と異なる視点での提案も積極的に行ってください。）

・点検の結果に基づき、枯枝剪定、枯木伐採といった日常の管理作業を迅速に行ってください。また、隣接住宅や道路等の安全上のリスクを低減するため、腐朽菌の侵入や過度な成長等により倒木等の恐れのある樹木の剪定・伐採（萌芽更新含む）を予防的、計画的かつ適切に行ってください。

・対象地の課題を洗い出したうえで、外周点検の具体的方法、点検に基づく危険樹木の予防的管理方法及び維持管理方法について整理した樹林地外周部の安全管理計画を策定し、監督員の承認のうえ実行してください。本計画は、現地の状況の変化により随時更新することとします。

・法面について、その後の点検時、災害時等に、倒木や土砂崩れが生じているなどの異変を発見した場合は、監督員に確認のうえ、現地にて応急処置（立入禁止措置の実施、倒木の撤去　等）を実施してください。応急処置後の本格復旧等の対応については、原則として本市が別途行うこととしますが、監督員と本格復旧に向けた状況を適宜共有し、その後の維持管理作業に反映してください。

（２）複数樹林地の包括的な管理

・本業務では、港北区及び都筑区内の複数の樹林地について、包括的な維持管理を行います。各樹林地の状況や作業内容に応じて、優先度をつけて計画的に作業を行ってください。

・住宅地に隣接した外周部の草刈りや清掃など、同時期（年１回の場合は８月頃、年２回の場合は６月頃と 10 月頃を目安とします。）に並行して複数樹林地での作業が求められることから、複数の班を編成して作業を行い、全体を統括して状況を把握する体制づくりを行ってください。なお、詳細は監督員と別途協議してください。

・事故や気象災害が発生、あるいは発生が予測される場合に、即時に状況を把握して監督員と密に連絡をとりながら応急措置を講じることのできる管理体制を構築してください。大雨や台風後には、複数樹林地において被害が想定されることから、複数の班を編成して業務対象の樹林地の被害状況の把握や簡単な応急対応を行っていただきます。平常時から、業務対象の樹林地の状況を各班が把握してください。

・災害時に監督員から緊急出動の指示を受けたときは、１時間程度を目安に現場に到達し、監督員等に状況を連絡するとともに、対応について協議してください。また、対象地において気象庁の発表する土砂災害警戒情報が出された場合は、監督員の指示を待たず点検を行ってください。点検のタイミングは、事前に監督員と協議してください。

（３）複数年作業による効果的かつ順応的な管理の実施

・本業務は複数年による継続した維持管理作業を想定しています。このメリットを生かして効率的かつ効果的な作業工程を組んだうえで、作業を実施してください。なお、作業工程は現地の状況を踏まえて柔軟に修正し、運用してください。
・各対象地では、安全性の確保のほか樹林地の特性に応じて、景観の形成、快適性の確保、生物多様性の保全等、樹林地の多様な機能が発揮できるような管理を行ってください。
・作業前に、『横浜市森づくりガイドライン』等を参考に、各対象地の長期的視点（３年程度）での樹林地育成計画案を作成し、監督員と協議したうえで作業を進めてください。これにあたり、必要な箇所においては動植物調査等を実施して報告書を作成、計画を適宜追加・修正してください。
・樹林地に手を入れることでその姿は刻々と変化していきます。作業の結果・効果を逐次検証し、必要に応じて当初の作業計画を修正しながら次の管理作業に繋げるといった順応的な管理を行ってください。
・特に一般利用者のいる市民の森は、都市の中にある貴重な緑地を身近に感じられる場所です。その効果を十分に発揮できるような管理を実践してください。
・複数年間同一業者が現地に入るメリットを生かして、近隣住民や利用者と積極的にコミュニケーションを取り、主体的に要望のフォロー等を行うことで、樹林地を身近に感じ保全についてのご理解をいただけるような、安全で良好な樹林地管理を行ってください。

６ 業務概要

以下に各対象地の作業概要を記載します。記載の作業内容はあくまで目安であり、必要に応じて、監督員と協議の上、作業内容及び作業数量の変更を行ってください。

（１）大豆戸緑地

ア　対象面積　　2,700 ㎡

イ　種類　　市有緑地

ウ　主な業務内容

・隣接住宅地や道路への安全管理に配慮した樹林地管理

エ　数量関係

・草刈：約 600 ㎡／回　１回程度／年（状況により部分的に 2 回）

・剪定：支障枝等を随時

・伐採：主に外周の支障竹を初夏、危険木等を随時

・巡視点検（定期）：3 回程度／年

・巡視点検（臨時）：随時

・応急対応：随時

・法面調査：３年間のうちに１回実施し、その後は必要に応じて実施する

・動植物調査：動植物等の調査を必要に応じて実施する

・その他

オ　配慮事項：別紙参照

（２）篠原城址緑地

ア　対象面積　　4,500 ㎡

イ　種類　　市有緑地

ウ　主な業務内容

・隣接住宅地や道路への安全管理、在来野草育成に配慮した樹林地管理

エ　数量関係

・草刈：約 1,000 ㎡／回　2 回程度／年

・剪定：支障枝等を随時

・伐採：主に外周の支障竹を初夏、危険木等を随時

・巡視点検（定期）：3 回程度／年

・巡視点検（臨時）：随時

・応急対応：随時

・動植物調査：動植物等の調査を必要に応じて実施する

・その他

オ　配慮事項：別紙参照

（３）牢尻緑地

ア　対象面積　　2,400 ㎡

イ　種類　　市有緑地

ウ　主な業務内容

・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ　数量関係

・草刈：350 ㎡／回　2 回程度／年

・剪定：支障枝等を随時

・伐採：外周部支障竹を初夏、危険木等を随時

・巡視点検（定期）：3 回程度／年

・巡視点検（臨時）：随時

・応急対応：随時

・その他：側溝清掃 100m程度　ほか

オ　配慮事項：別紙参照

（４）棒田谷緑地

ア　対象面積　　2,100 ㎡

イ　種類　　市有緑地

ウ　主な業務内容

・隣接地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ　数量関係

・草刈：約 400 ㎡／回　1 回程度／年

・剪定：支障枝等を随時

・伐採：外周部支障竹、危険木等を随時

・巡視点検（定期）：3 回程度／年

・巡視点検（臨時）：随時

・応急対応：随時

・その他：

オ　配慮事項：別紙参照

（５）大倉山二丁目緑地

ア　対象面積　　6,500 ㎡

イ　種類　　市有緑地

ウ　主な業務内容

・隣接住宅地や道路への安全管理に配慮した樹林地管理

エ　数量関係

・草刈：約 700 ㎡／回　1 回程度／年

・剪定：支障枝等を随時

・伐採：外周部支障竹を初夏～夏季、危険木等を随時
・巡視点検（定期）：3 回程度／年
・巡視点検（臨時）：随時
・応急対応：随時
・法面調査：３年間のうちに１回実施し、その後は必要に応じて実施する
・その他

オ　配慮事項：別紙参照

（６）太尾緑地

ア　対象面積　　300 ㎡
イ　種類　　市有緑地
ウ　主な業務内容
・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理
エ　数量関係
・草刈　約 300 ㎡／回　2 回程度／年
・剪定：支障枝等を随時
・伐採：外周部支障竹を初夏、危険木等を随時
・巡視点検(定期)：３回程度/年
・巡視点検(臨時)：随時
・応急対応：随時
・その他
オ　配慮事項：別紙参照

（７）日吉特別緑地保全地区

ア　対象面積　　38,000 ㎡
イ　種類　　市有緑地
ウ　主な業務内容
・隣接住宅地や道路への安全管理や在来野草育成に配慮した樹林地管理
エ　数量関係
・草刈　約 1,800 ㎡／回　１回程度／年
・剪定：支障枝等を随時
・伐採：外周部支障竹を初夏、危険木等を随時
・巡視点検(定期)：３回程度/年
・巡視点検(臨時)：随時
・応急対応：随時
・動植物調査：動植物等の調査を必要に応じて実施する
・その他：側溝清掃 150m程度　ほか

オ　配慮事項：別紙参照

（８）大曽根台特別緑地保全地区

ア　対象面積　　25,000 ㎡

イ　種類　　市有緑地

ウ　主な業務内容

・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ　数量関係

・草刈　約 1500 ㎡／回　2 回程度／年

・剪定：支障枝等を随時

・伐採：外周部支障竹を初夏、危険木等を随時

・巡視点検（定期）：３回程度/年

・巡視点検（臨時）：随時

・応急対応：随時

・法面調査：３年間のうちに１回実施し、その後は必要に応じて実施する（２箇所を想定）

・動植物調査：動植物等の調査を必要に応じて実施する

・その他：側溝清掃 180m程度　ほか

オ　配慮事項：別紙参照

（９）大倉山特別緑地保全地区

ア　対象面積　　56,000 ㎡

イ　種類　　市有緑地

ウ　主な業務内容

・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ　数量関係

・草刈　約 1,000 ㎡／回　１回程度／年（状況により部分的に 2 回）

・剪定：支障枝等を随時

・伐採：外周部支障竹を初夏、危険木等を随時

・巡視点検（定期）：３回程度/年

・巡視点検（臨時）：随時

・応急対応：随時

・動植物調査：動植物等の調査を必要に応じて実施する

・法面調査：３年間のうちに１回実施し、その後は必要に応じて実施する

・その他

オ　配慮事項：別紙参照

（10）茅ケ崎緑地

ア　対象面積　　2,400 ㎡

イ　種類　　市有緑地

ウ　主な業務内容

・隣接住宅地への安全管理や在来野草育成に配慮した樹林地管理

エ　数量関係

・草刈　約 700 ㎡／回　2 回程度／年

・剪定：支障枝等を随時

・伐採：外周部支障竹を初夏、危険木等を随時

・巡視点検（定期）：３回程度/年

・巡視点検（臨時）：随時

・応急対応：随時

・動植物調査：動植物等の調査を必要に応じて実施する

・その他

オ　配慮事項：別紙参照

（11）川和緑地

ア　対象面積　　6,000 ㎡

イ　種類　　市有緑地

ウ　主な業務内容

・隣接住宅地への安全管理に配慮した樹林地管理

エ　数量関係

・草刈　約 5,000 ㎡／回　2 回程度／年

・剪定：支障枝等を随時

・伐採：外周部支障竹を初夏、危険木等を随時

・巡視点検（定期）：３回程度/年

・巡視点検（臨時）：随時

・応急対応：随時

・動植物調査：動植物等の調査を必要に応じて実施する

・その他

オ　配慮事項：別紙参照

7　その他

（１）業務の履行にあたっては、監督員と密な協議を行いながら進めてください。

（２）現地作業を行うにあたっては、案内文の配布や看板の設置等、作業内容を近隣住民や地元町内会等に丁寧に周知したうえで行ってください。

（３）本業務の対象地の施設管理者は『北部公園緑地事務所』です。

（４）本業務の履行にあたっては施設管理者に必要な手続きをとり、業務を履行すること。また道路を占有して作業を行う場合には、各所管の交通管理者(警察署）等に必要な手続きをとり、業務を履行してください。
（５）設計図書（仕様書類、業務説明資料）、および受託者が提出する本業務の提案資料に記載のない事項は、監督員と受託者が双方に協議し、決定します。
（６）本業務の複数年契約は、最長で３年間とします。ただし、業務の進捗・評価により２年目、３年目の契約を締結しない場合があります。
（７）本業務を進めるにあたって、安全性や樹林地の質の向上、それにかかる費用など、メリットデメリットに関する効果検証を年に１回程度行いながら進めてください。詳細な効果検証の進め方は、監督員と調整してください。
（８）提案内容は業務計画書に反映することを原則とし、提案の具体化等については監督員と協議の上調整してください。

８ 成果品

（１）本業務完了時の提出資料として、次に示す報告書を公園緑地等維持業務共通仕様書等に基づき、履行期限までに納入して下さい。
・長期的視点（３年程度)でみた樹林地の育成計画案の資料
（動植物調査を実施した場合は、動植物管理計画を含んだ内容とする）
・現場作業の記録及び技術的内容のとりまとめ
・巡視点検報告書
・効果検証に関するとりまとめ
・研修等の記録
・出来高数量表、業務日誌、記録写真など通常の維持管理業務において提出するべき資料
・その他監督員との協議により必要と求めたもの。
（２）成果品はすべて横浜市に帰属することとします。
（３）成果品の納入先はみどり環境局北部公園緑地事務所とします。
（４）体裁・部数
・紙(ファイル綴じ）：２ 部
・電子データ(CD－RまたはDVD－R)：２部
・その他詳細は監督員との協議による。

◆港北区ほか1区樹林地安全管理・育成業務委託　履行箇所一覧

区	箇所名	所在地	面積	市民利用の有無	樹林地の特性	配慮事項
港北	大豆戸緑地	大豆戸町1113	2,700m2	なし	・非公開型緑地(外周柵あり) ・一部急傾斜地あり ・一部竹林あり	・保全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースあり
	篠原城址緑地	篠原町2555-23ほか	4,500m2	なし	・非公開型樹林地(外周柵概ねあり) ・一部急傾斜地あり ・隣接する都市整備局所管の緑地と一体で本丸や曲輪等の篠原城址を構成 ・一部竹林あり	・保全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースあり ・緑地進入は私道経由 ・任意団体「篠原城と緑を守る会」が定期的に保全や学習活動を実施
	牢尻緑地	太尾町2155ほか	2,400m2	なし	・非公開型樹林地(外周柵なし) ・急傾斜地崩壊防止擁壁を含む斜面地 ・竹林が多い	・保全管理計画なし ・擁壁下に隣接住宅あり ・上部は太尾みはらしの丘公園に隣接 ・擁壁排水は民地を通って排水 ・駐車スペースあり
	棒田谷緑地	大倉山二丁目1686ほか	2,100m2	なし	・非公開型樹林地(一部外周柵あり) ・山裾から尾根にかけての斜面、一部急傾斜地崩壊防止擁壁の上部斜面 ・竹林が多い	・保全管理計画なし ・擁壁下に隣接住宅あり ・地山下は太尾町第三公園に隣接 ・駐車スペースなし
	大倉山二丁目緑地	大倉山二丁目1629ほか	6,500m2	なし	・非公開型樹林地(外周柵あり) ・急傾斜地崩壊防止擁壁を含む斜面地 ・竹林が多い	・保全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースあり
	太尾緑地	大倉山二丁目719	300m2	なし	・非公開型樹林地(外周柵なし) ・一部急傾斜地崩壊防止擁壁を含む斜面地 ・崩壊地形あり ・竹林が多い	・保全管理計画なし ・擁壁下に隣接住宅あり ・駐車スペースなし ・上部は大倉山公園に隣接
	日吉特別緑地保全地区	箕輪町三丁目、日吉本町二丁目	38,000m2	なし	・西地区と東地区あり ・非公開型樹林地(一部外周柵あり) ・【西地区】山裾から尾根にかけての斜面、一部急傾斜地崩壊防止擁壁の上部斜面地、竹林が多い ・【東地区】山裾から尾根にかけての斜面、一部擁壁を含む斜面地、急傾斜地あり、一部竹林あり	・保全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースあり ・緑地進入は私有地経由
	大曽根台特別緑地保全地区	大曽根台619ほか	25,000m2	なし	・北、東、南地区あり ・非公開型樹林地(南地区外周柵あり、ほかは一部外周柵あり) ・【北地区】山裾から尾根にかけての斜面地、一部竹林あり ・【東地区】山裾から尾根にかけての斜面、一部擁壁含む上部斜面地、竹林が多い ・【南地区】急傾斜地崩壊防止擁壁の上部斜面、竹林が多い	・保全管理計画なし ・各地区隣接住宅あり ・駐車スペースあり ・北地区は地域住民の通行あり
	大倉山特別緑地保全地区	大倉山二丁目407-6ほか	56,000m2	なし	・非公開型樹林地(外周柵なし) ・一部急傾斜地崩壊防止擁壁を含む斜面地 ・竹林が多い	・保全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースなし ・大倉山公園を含んだ地区指定(公園には外周柵あり) ・緑地進入は私有地経由
都筑	茅ケ崎緑地	都筑区茅ケ崎東一丁目13	2,400m2	なし	・非公開型緑地(外周柵あり) ・急傾斜地多い	・保全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースあり
	川和緑地	都筑区川和台20-1	6,000m2	なし	・非公開型緑地(外周柵あり) ・急傾斜地多い	・保全管理計画なし ・隣接住宅あり ・駐車スペースあり

港北区内履行場所位置図

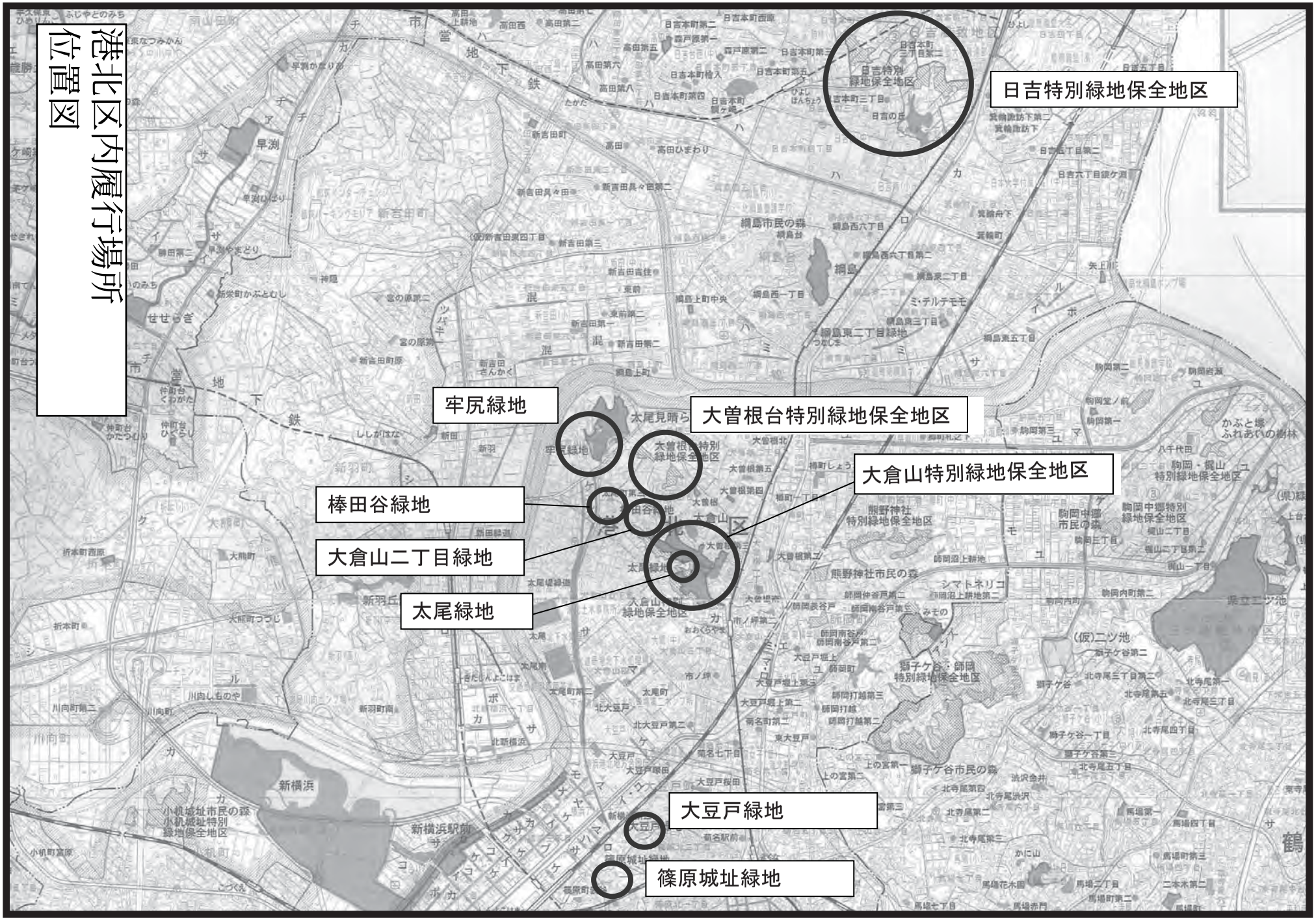

都筑区内履行場所 位置図